



鳥取県公報

平成 19 年 5 月 15 日 (火)
第 7 8 8 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (438) (景観まちづくり課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (439) (経済政策課) 2
	家畜伝染病予防法による報告の要求の一部改正 (440) (畜産課) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (441) (耕地課) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (442) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	土地改良区の役員の就退任 (443) (中部総合事務所農林局) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (444) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (445) (〃) 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (55) 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (13) (教育総務課) 6
◇ 病院局告示	鳥取県営病院事業の業務に係る医療費の収納の事務の委託 (3) (総務課) 6
◇ 公 告	鳥取県情報公開条例の運用状況 (県民室) 7
◇ 正 誤	平成 19 年 4 月 27 日付鳥取県公報第 7883 号中訂正 8

告 示

鳥取県告示第 438 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、北栄町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
北条都市計画下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第 439 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）今井書店 錦町店
米子市錦町三丁目 90
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦
鳥根県松江市殿町 63
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 20 年 1 月 8 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,969 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8 の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 117 台（うち身体障害者用 4 台）
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8 の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 48 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8 の書類に記載のとおり
 - イ 面積 50.4 m²

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 ア 位置 8の書類に記載のとおり
 イ 容量 22.5m³
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 午前10時から午後12時まで
 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前9時30分から翌日午前0時30分まで
 (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 ア 出入口の数 4か所
 イ 位置 8の書類に記載のとおり
 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前5時から午後7時まで
- 7 届出年月日
 平成19年5月7日
- 8 縦覧に供する書類
 大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
 平成19年5月15日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
 鳥取市東町一丁目220
 鳥取県商工労働部経済政策課
 米子市糺町一丁目160
 鳥取県西部総合事務所県民局
 米子市加茂町一丁目1
 米子市経済部商工課
- 11 意見書の提出
 米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第440号

平成18年鳥取県告示第355号（家畜伝染病予防法による報告の要求について）の一部を次のように改正し、平成19年5月15日から施行する。

平成19年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>1 及び 2 略</p> <p>3 報告すべき事項 農場において飼養する鶏等に係る<u>月</u>ごとの高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況の有無</p> <p>4 報告書の提出期限 報告すべき事項の<u>対象月の翌月10日</u>の正午（ただし、高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況が生じた場合には、直ちにその旨を報告すること。）</p> <p>5 略</p>	<p>1 及び 2 略</p> <p>3 報告すべき事項 農場において飼養する鶏等に係る<u>月曜日</u>から<u>翌週の日曜日</u>までの期間（以下「対象期間」という。）ごとの高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況の有無</p> <p>4 報告書の提出期限 報告すべき事項の<u>対象期間の末日の属する週の水曜日</u>の正午（ただし、高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況が生じた場合には、直ちにその旨を報告すること。）</p> <p>5 略</p>
--	---

鳥取県告示第 441 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、気高町土地改良区の定款の変更を平成19年5月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 442 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービス事業の種類	廃止年月日
医療法人社団 もりもと 理事長 森本 益雄	東伯郡琴浦町大字 逢東1210	森本外科・脳神経外科 科医院	東伯郡琴浦町大字 逢東1210	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成19年4 月1日

鳥取県告示第 443 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

監 事 生 原 恭 二 北栄町六尾407

平成18年10月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 井 中 信 一 北栄町六尾324

平成19年4月26日就任 任期 平成21年4月27日まで

鳥取県告示第 444 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社ライブアシスト 代表取締役 岩田都	米子市祇園町一丁目78	有限会社ライブアシスト訪問介護事業所	米子市新開一丁目4-20	訪問介護	平成19年4月2日
有限会社ラポール・ケア米子 代表取締役 藤山勝巳	米子市安倍200-1	いきいきヘルパーステーション	米子市旗ヶ崎二丁目18-28	〃	平成19年4月3日
株式会社ナンバ 代表取締役 難波榮	岡山県津山市材木町1328-25	ナンバ米子店	米子市西福原九丁目1287-6	特定福祉用具販売	平成19年5月1日

鳥取県告示第 445 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
----------------	----------------	---------------------	----------------------	-------------	-------

有限会社ライブアシスト 代表取締役 岩田都	米子市祇園町一丁目 78	有限会社ライブアシスト訪問介護事業所	米子市新開一丁目 4-20	介護予防訪問介護	平成 19 年 4 月 2 日
有限会社ラポール・ケア米子 代表取締役 藤山勝巳	米子市安倍 200-1	いきいきヘルパーステーション	米子市旗ヶ崎二丁目 18-28	〃	平成 19 年 4 月 3 日
株式会社ナンバ 代表取締役 難波榮	岡山県津山市材木町 1328-25	ナンバ米子店	米子市西福原九丁目 1287-6	特定介護予防福祉用具販売	平成 19 年 5 月 1 日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 55 号

平成 19 年第 7 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 19 年 5 月 16 日（水） 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区における当選の効力に係る異議の申出に関する審理について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 13 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 19 年 5 月 17 日（木） 午前 10 時 45 分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成 20 年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について
 - (2) その他

病院局告示

鳥取県病院局告示第 3 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書の規定に基づき、鳥取県営病院事業の業務に係る収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

名称	取扱店舗	指定年月日
株式会社鳥取銀行	株式会社鳥取銀行の本店、支店、出張所及び代理店	平成 19 年 5 月 15 日

公 告

鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 41 条の規定により、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の件数及び処理状況

(件)

区 分	件数	処 理 状 況						
		開 示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	存 否 応 答 拒否	処理中
公文書開示請求	212	142	63	1	0	13	0	1
任意的開示の申出	71	45	16	5	0	7	0	0
合 計	283	187	79	6	0	20	0	1

(注) 公文書開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対して 2 つの開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計	
知事（知事部局）	防災局	1	0	1
	総務部	28	4	32
	企画部	5	1	6
	文化観光局	0	0	0
	福祉保健部	20	5	25
	生活環境部	45	29	74
	商工労働部	2	0	2
	農林水産部	36	1	37
	県土整備部	26	9	35
	行政監察監	2	0	2

	出納局	0	0	0
	小 計	165	49	214
知事（企業局）		1	0	1
教育委員会		14	3	17
公安委員会		0	0	0
警察本部長		24	14	38
選挙管理委員会		2	3	5
人事委員会		0	0	0
監査委員		6	0	6
労働委員会		0	0	0
収用委員会		2	0	2
海区漁業調整委員会		0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0
病院事業管理者		3	2	5
鳥取県住宅供給公社		0	0	0
鳥取県土地開発公社		0	0	0
合 計		217	71	288

(注) 1の件数欄の数と2の合計欄の数異なるのは、1件の請求が2つの部局にまたがるものがあるからである。

3 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の請求者別内訳

(件)

請 求 者	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
(1) 県の区域内に住所を有する者	99	0	99
(2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者	25	0	25
(3) 県の区域内に所在する学校に在学する者	0	0	0
(4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	88	0	88
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの	0	0	0
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	0	71	71
合 計	212	71	283

4 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			異議申立てに対する決定等					
	諮 問	審 議 中	答 申	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
4	0	0	4	0	0	4	0	0	0

正 誤

平成19年4月27日付鳥取県公報第7883号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 16

行 下から10

誤 平成19年5月11日（金）

正 平成19年5月21日（月）

頁 17

行 2から9まで

誤 ア 各構成員が(1)のアからオまでのすべてに該当すること。

イ 共同企業体において(1)のカからキまでの要件を満たす技術者3名を配置できること。

ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きいものが代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

正 ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

ウ 共同企業体において(1)のカ及びキの要件を満たす技術者3名を配置できること。

エ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きいものが代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

ク 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

頁 17

行 下から7

誤 書類

正 書類（2の(1)のエの競争入札参加資格審査を申請中の者にあつては、当該申請書の写し）